



〈題字 小黒千足 学長〉

号 外

富山大学における自己点検・評価のあり方について

(答 申)

平成4年(1992年)7月9日
富山大学自己点検・評価に関する検討委員会

富山大学における自己点検・評価の答申を受けて

富山大学長 小 黒 千 足

平成3年12月に設置された富山大学自己点検・評価に関する検討委員会は、諮問された点について鋭意検討を重ね、4月28日の中間報告を経て7月9日に「富山大学における自己点検・評価のあり方について」として答申を提出されました。

大学における自己点検・評価は、答申の前文にありますように「今日日本の大学は大きな転換期を迎えて、教育研究のさまざまな場面を通して新たな見通しを折々に迫られている」ことに、対応するものであります。その基本は、「自己独善を排する自己点検・評価」であり、それはまた、「大学の豊かな未来を切り開く」ために絶対に必要であります。

本学におきましては、この答申を尊重し、常に実状を把握、解析し、改善に努力すべきであると考えます。それは大学の機能をより高め、更に充実するために不可欠であり、また本学の発展のために必須であると信じております。

ここに、この答申に示されている自己点検・評価の意義と、答申中に触れられている具体的な項目を知っていただくため、学報の号外を発行し、答申の全文を掲載いたします。

最後に、常にもまして多忙ななか、諮問に応えるべく努力された自己点検・評価に関する検討委員会の委員長をはじめ委員の皆様には深く謝意を表します。

富山大学における自己点検・評価のあり方について

(答 申)

平成4年（1992年）7月9日

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会

目 次

はじめに

富山大学の沿革	1
自己点検・評価の必要性	2
自己点検・評価の基本的認識	5
自己点検・評価の実施に際しての留意点	6
自己点検・評価の実施方法と項目	8
自己点検・評価の実施体制とその機能	14
おわりに	15

〈資料〉

富山大学における自己点検評価に関する要綱(案) (資料1)	16
自己点検評価の実施に関する機構図(案) (資料2)	19

〈付 録〉

評議会からの諮問文	20
委員会及び部会の会議実施状況	21
富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則	24
委員名簿	26

はじめに

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会（以下、検討委員会という）は、平成3年12月20日小黒学長より自己点検・評価に関して①基本方針 ②実施方法 ③実施体制 ④その他必要な事項など、4項目にわたり早急に検討をした上答申されるようにとの諮問を受けた。

以来、検討委員会は上記の4項目について検討審議を重ね、先般その結果を「富山大学における自己点検・評価のあり方について」（中間報告）としてまとめ、各部局に検討方を願った。

その後、検討委員会はそれぞれの部局における「中間報告」に関する審議内容について検討した末、「中間報告」全体に流れる基調音にあきたりぬとする意向もあったが、自己点検・評価を大学の豊かな未来を切り開くものとして主体的に意義づけその実施を提案した「中間報告」が、基本的には全学の下承を得たものと確認するに至った。その上に立って、各部局から出された意見を参考にし、「中間報告」の一部を修正し、改めて「富山大学における自己点検・評価のあり方について」と題して、ここに答申いたした次第である。

今わが富山大学は大学設置基準の大綱化の実現に向かうべくカリキュラム面の改善と組織面における全学的改革を目指して歴史的な一步をすでに踏み出したが、その大学改革を支え、その行く手を照らすものは本来的には自己独善を排する自己点検・評価でなくてはならない。なぜなら自己点検・評価によって大学改革は内実化され、活きた具体的な姿となって表現されるものと考えからである。加えて今日日本の大学は大きな転換期を迎えて、われわれも教育研究のさまざまな場面を通して新たな見直しを日々折々に迫られており、それらが日常感覚となってわれわれひとりひとりに自己点検・評価の必要性を内側から喚起していることも事実である。

かくてわれわれ検討委員会はここに自己点検・評価を制度として本学に導入することを提起するものである。

1. 富山大学の沿革

昭和25年9月22日、創立なった富山大学の晴れの開学式に当たって、初代学長鳥山喜一氏は次のような、いかにも歴史学者らしい趣旨の式辞を第一回入学生に贈った。

「今日72の国立大学が一斉にスタートした。富山大学もまたそのひとつである。この時に当たって自分の思念は、かつて15世紀の頃に、東洋への航路を求めて、ヨーロッパの港を出航した船の運命の上にある。これらの船のなかには、アフリカの西海岸で風波にあい、大西洋に沈んでしまったものもある。アフリカの南端喜望峰をめぐる、インド洋の航海を続け、インドの港に到達することができたのは、極めてわずかな船に過ぎなかったのだ。今日一斉にスタートした72の国立大学の中、果してどの大学が、喜望峰に達することができるであろうか。喜望峰をめぐる、更にインドの港に到達する大学は、果してどの大学であろうか。富山大学をこそ、われわれは喜望峰をめぐるインドの港に到達させなければならない。そのためには、大学外の方々の暖かい理解と支援が必要である。しかしそれにもまして、大学関係者の勤勉と決断と不屈の精神が大切である。われわれは、今日より西洋と東洋を直接結ぶ航海に出たのだ。」

これより一年前の昭和24年5月に、富山大学は旧制の富山高等学校、富山師範学校、富山青年師範学校、富山薬学専門学校、高岡工業専門学校を統合して、新たに文理学部、教育学部、薬学部、工学部の4学部からなる総合大学として発足した。それぞれ数十年にわたって異なった建学理念と伝統を培ってきた旧制5つの学校がここに一つの大学の下に4つの学部に至るまでには幾多の紆余曲折があったことであろう。改めて先人の方々が払われた並々ならぬご苦心とご努力に思いを致すしだいである。

その設置申請に際し、本学の目的及び使命には、「学校教育法」第52条を援用しながら「本学は教育基本法及び学校教育法に依り、文理学部、教育学部、薬学部、工学部を置き、学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と記されている。戦前の旧制大学が「学術ノ蘊奥ヲキワメ、兼ネテ人格ノ陶冶ニ資スル」ことを目指したことと比較した時、戦

後の新制大学が敗戦を教訓として円満な人格を養い、民主国家日本の形成者としてかつその発展に寄与できる人材の育成を創立の理念としたことが分かる。その理念達成のための一助に、新制大学は専門教育課程とともに一般教育課程を重視し、本学では創立当初から文理学部がその任に当たった。しかし、戦後急速に取り入れられた一般教育の理念は十分に理解されぬままに進行し、後に様々な問題を残さざるをえなかった。

その後、昭和28年8月に文理学部経済学科（旧制高岡高商の後身）が経済学部として独立し、さらに昭和34年には同学部に経営短期大学部が併設された。昭和36年頃から一般教育の充実改善のためには一般教育課程の管理運営を文理学部から独立させて、独自に一般教育部を設置すべきであるといった議論が学内にあがり、それを受けて一般教育審議会が設けられ、昭和39年ひとまず一般教育部独立の結論を得た。かくて昭和42年4月に至って、文理学部改組により教養部が設置された。昭和50年10月富山医科大学の新設に伴い薬学部及び和漢薬研究所が分離移管され、学部の減少を余儀なくされたが、昭和52年5月に文理学部の改組がなり、人文学部と理学部が発展的に分離独立した。一方大学キャンパスに関しては、五福地区統合計画が着々と進行し、長年の懸案事項であった工学部移転問題もようやく解決を見、昭和60年に五福地区に合流した。大学院（修士課程）の設置も順調に進み、昭和42年に工学部に工学研究科が新設されたのを皮切りにして、理学部、人文学部、経済学部と順次設置され、目下教育学部が平成6年度に設置せんものと鋭意取りくんでいる。加えて工学部にあっては、平成6年度を目途にした博士課程の新設が見込まれ、概算要求に向けて準備中である。さらに科学技術の進歩、時代と社会の需要に対応して情報処理センター、地域共同研究センター、水素同位体機能研究センター等の諸施設が設置されるなど、富山県における唯一の国立総合大学としての本学は、学問と文化の核たる責務と地域社会の期待に応えながら現在に至っている。

2. 自己点検・評価の必要性

インド洋に向かった「大航海の時代」は今終わったと言えるのであろうか。今日の日本は学術の進歩、技術革新、国際化・情報化の進展、産業構造の変化等急激な社会の変動に直面している。当然それらの急激な変動は大学

にも波及し、先行き視界のきかない不透明な状態にわれわれを陥れている。もしも山道で行く先を失ったら、元来た場所に戻るのだ、とよく言われる。そこで新制大学草創期に立ち返ってみれば、そもそも新制大学設立の伏線となったものは、昭和21年3月連合軍最高司令官の要請に応じて来日されたストダード博士を団長とする27名の第1次アメリカ教育使節団によって出された報告書にあった。この報告書は復興国日本における高等教育などの課題についてまとめられたものであるが、その中に、「日本の自由主義思潮は第一次世界大戦に続く数年の間に、主として大学、専門学校の教育を受けた男女によって形成された。高等教育は今や再び自由思想、果敢な研究及び国民のための希望ある行動の模範を示す機会に恵まれた。これらの諸目的を果たすために、高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならない」と述べている部分がある。日本政府は以後この教育使節団の報告に基づく総司令部の示唆の下に戦後教育制度の抜本的改革に着手したのであった。従って今日のわれわれが当面している「大学の大衆化」はとりもなおさず戦後40数年間宮々とたどってきた戦後教育改革の結実であると把握すべきである。

しかるにわれわれはこの寿ぐべき事象がもたらす状態に戸惑いがちであって、正しく対応しきれぬままに今日にまで至ってきたといってもあながち過言ではあるまい。そんな折しも昭和62年、大学審議会は文部大臣から「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」の諮問を受けて、平成3年2月に「大学教育の改善について」を答申した。この答申により文部省は同年6月大学設置基準を改め、7月1日付で施行した。周知のように今回の改訂は「大綱化」の名で呼ばれているもので、①一般教育科目と専門教育科目などの区分を撤廃する、②1単位当りの授業時数の算定については、一定の枠内で各大学が自由に決めることができるなどいずれもこれまで新制大学が営んできた教育の基本に関わる重要な変革である。しかしわれわれはここに指摘された大学教育に関する改善が初めて打ち出されたものでないことを知っている。昭和40年代には全国的な規模で各大学の改善策が出されたが、本学にあっても昭和48年に当時の富山大学大学改革準備委員会によって提出された「富山大学改革に関する答申書」にすでに次のように主張されているからである。

「総合的教養教育と専門教育との調和的均衡を図る目的で、教養部カリキュラムと各学部カリキュラムの相互関係を次の如く調整する。

- ① 現在の教養部制度を残したままで、一般教育と専門教育の区別を緩和する方向を取り、カリキュラムの相互乗入れという形でくさび型方式に近づけていく。
- ② 最低取得単位を縮減する方向で検討する。
- ③ 履修科目の自由選択度を拡大する。
- ④ 単位内容の多様化をはかる。
- ⑤ 多人数教育を改善する。」（「Ⅳ. 教育・研究組織について」より）

かつて、昭和40年代前半の大学はいずれも学生たちによって大学のあり方が厳しく問われた時代であった。「答申書」は当時の大学紛争の嵐の中であがなわれた富山大学における貴重な産物である。その「あとがき」にこう見える、「第1期委員会を1か年、第2期委員会を1か年通算して2か年の審議を経たものである。思えば長い道程であった。……みのりは決して大きいとはいえないが、会議を持つこと80余回、時間数にして300時間にも余る討議の過程において、富山大学改革の問題点、その方向づけなどが次第に浮きぼりにされたことは収穫であった」。「答申書」に盛られた上記の一般教育に関する弾力的内容は富山大学大学改革準備委員会が長い時間をかけて討議した末に得た「収穫」の一つであった。

しかしながら、やがて紛争の嵐が過ぎ去ると、多くの大学ではかつての痛みを忘れるとともに大学改革に懸けた熱い志までを流れいく時間のままに失ってしまったかのようである。今いずこの大学も「大綱化」の方向に沿いながら、一般教育と専門教育の有機的関連を検討中と聞いている。本学でもその例外ではなく、評議会の諮問をうけた富山大学大学教育改善検討委員会がカリキュラム、組織の両面から鋭意審議検討しおわり、このたび「富山大学における教育の改革について」を答申された。それを受けて本学は今「大綱化」の実現に向かって大きく一步を踏み出そうとしている。しかし思うに、「答申書」の出た昭和48年に直ちになんらかの改革の実現を見ないままに、あれから20年後の今日になってようやく重い腰をあげたことに我々大学人は一様に反省しなければならないのではあるまいか。このことはおのずとわれわれに別の教訓を残しているようである。人間は所詮弱いものであ

るといふ認識に立って、大学改革を個人の精神の次元でつなぎ止めていくのには限界があるということである。それにはなんらかの形で制度化することによって、個人の精神を不断に発揚し、それを基礎に大学を活性化していくことが必要である。われわれはこのたびの大学設置基準で新たに提起された自己点検・評価をきっかけとしつつも、それを大学の豊かな未来を切り開くものとして主体的に意義づけ、その実施を提案するものである。

われわれは改めて20年前に思いをいたしながら、富山大学大学改革準備委員会がたどりついた以下の結論に真摯に耳を傾けるしだいである。

「大学は真理を探求する所であり、学問研究を行い、これを発展させ継承していくことによって、社会に貢献してその存在意義が認められる。そのことからすれば、大学制度のあり方についても自主的に不断の研究と討議を重ね、改善工夫を進めていく姿勢がなければならない。その意味からすれば、大学改革はいつで終わるといふ性質のものではなくして、絶えざる努力を積み重ねて、よりよい大学制度を確立することが必要である。」（あとがき）。

3. 自己点検・評価の基本的認識

大学審議会が答申した「大学教育の改善について」の中に、「大学設置基準の大綱化によって、大学の水準の低下や大学らしからぬ大学の出現を懸念する指摘がある。」と見える。もしも大学設置基準第2条の「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。」がその懸念から導き出されたものでしかなければ、そのような自己点検・評価はおよそ次元の低いものであり、又本学にあっては無用なものといえるであろう。なぜなら、われわれが提案する自己点検・評価制度はあくまでも個人の発揚を基礎にした大学の活性化と充実発展をめざした大学改革のために資するものであり、それ以上のものでもそれ以下のものでもないからである。

そのように意義づければ、基本的には、点検とは現状を正確に把握することであり、評価とは理念や目標と照らしながら現在の到達度を認識し、さらなる高みを目指して志向することにある。ともすれば評価ということばには個々人の対比や競争をイメージとしてとれないがちである。われわれは競争

原理を一概に否定するものではないが、本来創造的営みであるべき教育研究の場に勝敗の基準を安直に持ち込むことには深い疑義を抱かざるをえない。従って、評価の基準はあくまで理念や目標への到達度、情報公開、内外へのサービス、社会への価値表明などの観点から生ずるものであって、前もって画一的に定められるようなものではないとわれわれは考える。

ところで、すでにある大学では外部の人々による評価制度をいち早く導入しているところもあるやに聞く。もとよりわれわれは自己独善を戒め、そのためには学外の声聞くことにやぶさかであってはならない。むしろ謙虚に耳を傾け、正すべきは正し、取り入れるべきは取り入れていくといった姿勢をもつことに努めなくてはならない。さりながらわれわれ内部の手による評価がまだ定まらぬというのに、外部評価を並行的もしくは独立的に行うことは大学の主体性と自治を侵し、さらには内部評価の士気にもかかわりかねない。従って現時点では内部評価をまず定着、確立させることこそが先決であって、その定着、確立を見ないままに外部評価を取り入れることは時期尚早のそしりを免れがたいと考える。

かくて自己点検・評価制度を実施するに当たっては、点検・評価する主体と責任は本学にあり、加えて大学の自治と教育研究の自由と自律性を尊重し、教職員の自発的参加を前提として行う。われわれは以上のことを基本的認識として確認しておきたい。

4. 自己点検・評価の実施に際しての留意点

以上のように認識すると、自己点検・評価は制度としては初めての試みではあっても、それ自体はなにもこと新しいものではなく、折りにつけ手掛けてきた方法であるということである。これまでわれわれは大にしては学部の改組や大学院設置の申請、小にしては講座改組やそれに伴う定員増の要求をしてきたことだろう。そのたびごとにわれわれは改めて理念や目的や必要性あるいはカリキュラムの編成などを、迫られながらも点検・評価し、その結果を文章化し数量化して申請要求のための補強材料としてきたことだろう。ただそれはその都度にためにしてきたものであり、付随的な性格のものであったことを免れない。あるいは後に掲げる点検・評価項目を見れば理解されるように、少なからずの項目はすでに本学にあって日

常的に実施されている。例えば、「教員の採用，昇任の選考基準と方法」の項目にしても，各部局では人事は部局の生命を制するものとの認識から厳粛裡に最善の方策でことに処している。しかし全学的な観点に立った時，より良い方策がまだ追求できるかもしれないという余地はあるだろう。われわれは各部局の主体性を損なってまで全学が一致して画一的な方策を取ることに反対である。しかし合議を尽くしながら今の時点よりもっとより良い方策があるかを模索し追求することにはどん欲であるべきだと考える。このようにわれわれが志向しようとしている自己点検・評価制度は，心豊かで創造的な教育研究の機関として，はた民主的で働き甲斐のある職場であることを保証するようなそんな大学改革をもたらす豊かな源泉となるものでなくてはならない。

さりながら，本学にあって初めての試みとなる自己点検・評価制度に対してわれわれに不安や懸念がないかと問われれば，あると答えるべきであろう。そこで以下，部会や本委員会が出された問題点を明らかにし，併せてわれわれの考えを参考までに述べてみたい。

その一は，自己点検・評価が個々の教員の勤務評定につながり，併せて教育研究の自由や自律性を損ない，結果として教育研究の場を萎縮させるのみならず大学の活力を喪失させるのではないかという心配である。具体例として教員の研究業績の作成と公表などが挙げられよう。この場合，その目的をどのように捉えるかである。われわれは開かれた大学としての情報公開の一環として捉えており，勤務評定などの資料作りにあるのではなく，またゆめゆめそのような目的に利用してはならない。現に本学ではすでにそのような観点から二三の部局にあっていわゆる研究業績等が公表され一定の成果を挙げているが，その他の部局にあっては，なお将来の課題とされている。専門分野を異にする教員の間には研究認識の面でかなり違いがあり，それがひるがえって研究業績の作成や公表方法にあって種々の意見となって表れることは当然ありうることである。われわれはその相違のあることを前提にして論議を尽くし，たとえ小異なりとも尊重して決して一元的画一的にことを処してはならないと考える。

その二は，学生による授業評価を方法としてただいま直ちに取り入れることに対する疑問である。すでに国公立の一部の大学では他大学に先駆

けていち早く学生による評価方法の実施に踏み切った大学もある。それらの大学では学生の授業評価について、現状においては第三者機関による教育活動の評価資料として必ずしも適切なものではないとしながらも、個々の教官の教育活動についての自己改善のための資料として、あるいは学生の自主性を助長させる機会としては有益であるとの考えから取り入れているようである。しかし、今日大学の大衆化により、学生の価値基準は多様化し、勉学に対してもとかく受動的であることはわれわれの痛切に知るところである。こうした学生の現在を思うとき、われわれがまずなすべきことはカリキュラムの見直し、授業方法の工夫、少人数教育の徹底等によって、学生が真に評価できる態勢と能力の涵養に努めることこそが目下の大事であると考えらる。

以上はわれわれが率直に抱いた問題点の一端でしかない。実際に実施段階に入った時点でこの先さらに新たな疑問や難問にぶつかるにちがいない。だが逆に実施してみてわれわれの不安が単なる杞憂であったと分かる場合もあるだろう。いずれにしても合議の末意見の一致を見ない事柄は保留事項とし、時間をかけて協議していくことが肝要である。

5. 自己点検・評価の実施方法と項目

急激な社会変化はあいまって大学内部にさまざまな問題を投げかけ、もはや既成の概念や処し方では正しく適応できない諸々の状況にわれわれは直面している。また大学の社会的位置づけにしてもかって使われた象牙の塔という言葉はすでに死語と化し、社会の中における大学としての存在と責任が厳しく問われつつある。それ故にわれわれは全学的観点から大学とは何かを組織として尋ねなければならない時に立ち至っていることを知らねばならないだろう。

大学設置基準第2条第2項に「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする」とあり、われわれもさまざまな分野から個別具体的な項目を通して点検・評価を行い、行われることによりそれらが連動しあって大学改革に結実されることを願ってやまない。そこで以下のような13の事項（分野）と100余の具体的な項目を一案として提示する。この作業に当たって

われわれは一つは対症療法的な観点をあくまで排し、解決の根本につながるような項目であること、二つは改革はまず足元の見直しからなされるべきであるとの観点到立ち身近な周囲から項目を掘り起こすことに努めたつもりである。もとより項目は不動のものではない、さらに今後実施に向けての段階で、可能なかぎり広く教職員・学生の声を反映させて一層豊かな項目群にしていくことが望まれる。

自己点検・評価項目

事 項	項 目
1 教育理念・目標等	(1) 目標, 使命 (2) 教育研究理念 (3) 将来構想 (4) 大学の歴史・沿革 (大学記念誌等の編纂) (5) その他
2 学生の受入れ	(1) 学生募集と広報活動 (2) 入学者選抜の方針, 実施方法 (3) 入学者選抜と追跡調査 (4) 収容定員の充足と志願状況 (5) 社会人, 帰国子女の受入れ方針と状況 (6) 編入学の方針と状況 (7) その他
3 学生生活への配慮	(1) 奨学金制度の実態と選考, 実施状況 (2) 授業料の減免方針と選考, 実施状況 (3) 学生生活・健康相談に関する組織, 実施状況 (保険加入等を含む) (4) 就職相談・指導の組織体制, 実施状況 (5) 学生アルバイトの相談に関する組織, 実施状況 (6) 課外活動状況, 支援状況 (7) 学生の生活環境の状況 (8) その他

4 教育活動

(1) カリキュラムの編成

- ①教育目標とカリキュラム編成方針，実施状況
- ②一般教育(外国語教育及び保健体育等を含む)と専門教育の関係についての理念と実施体制(全学及び各部局を含む)
- ③その他

(2) 学生への教育・指導の在り方

- ①ガイダンスの方針と実施状況
- ②学部移行の理念，方法，状況
- ③授業計画等の方法，実施状況(講義概要，シラバス等を含む)
- ④演習等による教育の状況(授業形態等を含む)
- ⑤教員一人当たりの担当コマ数，学生数，授業実施状況
- ⑥教員の非常勤講師等の兼業状況
- ⑦国内外の他大学及び学部間との単位互換の状況
- ⑧他学部開設科目の聴講の方針，実施状況
- ⑨転学部・転学科の認定の方針，実施状況
- ⑩学位授与と論文指導の状況
- ⑪進級状況の実態と対応(休学，退学等を含む)
- ⑫非常勤講師の任用状況
- ⑬教員の教育活動に対する評価の方針，実施状況
- ⑭成績評価及び単位認定の在り方と基準，実施状況
- ⑮その他

(3) 学生の進路

- ①卒業生の就職状況
- ②卒業生の進学状況
- ③その他

5 研究活動等

(4) その他

(1) 研究活動

- ①研究分野に応じた研究業績の公表の方針と実施状況
- ②研究誌の編集方針，発行状況
- ③国内外，学内の共同研究の体制，実施状況
(民間等との共同研究を含む)
- ④学会への参加状況，活動状況
- ⑤科学研究費等研究助成金の採択状況(財団等の民間助成金を含む)
- ⑥その他

(2) 研究体制

- ①研究費(充足度，配分方法等)の状況
- ②研究旅費(充足度，不足分の充当方法等)の状況
- ③共通施設を含めた研究施設の状況
- ④研究補助員の状況
- ⑤研究時間(研究時間数とその確保等)の状況
- ⑥研究図書等(図書の充足率，学術情報システム等の図書以外の資料)の状況
- ⑦在内外研究員の選考方法(全学及び各部局を含む)
- ⑧その他

(3) その他

6 教員組織

(1) 教員の採用，昇任の選考基準と方法

(2) 教員の採用計画と配置状況

(3) 民間人，外国人の教員の採用方針と状況

(4) 非常勤講師の採用方針と状況，配置状況

(5) その他

7 職員組織

(1) 職員の採用，昇任の選考基準と方法

(2) 職員の採用計画と配置状況

<p>8 国際交流</p>	<p>(3) 職員の研修方針と状況 (4) その他 (1) 外国人留学生の受入れの方針と状況 (2) 学生の海外留学, 研修の方針と状況 (3) 国内外の研究員の受入れと選考方針, 方法と状況 (4) 海外からの研究者の招致, 交流の方針と状況 (5) 外国人留学生, 研究者等宿舎の整備計画 (6) 留学生の日本語, 日本文化等教育体制の支援 (7) 留学生の就学, 研究指導, 生活に対する支援組織と状況 (8) 海外の大学間協定等の方針, 計画 (9) 国際交流事業基金の計画, 実施状況 (10) 教員の海外留学(研修)の方針と状況 (11) その他</p>
<p>9 社会との連携</p>	<p>(1) 公開講座の方針と状況 (2) 施設開放の方針と状況 (3) 共同研究, 受託研究の対応組織 (4) 聴講生, 研究生の受入れ状況 (5) 地域社会への協力参加の状況 (6) 市民相談への対応状況 (7) その他</p>
<p>10 管理運営・財政</p>	<p>(1) 大学の管理運営体制と意思決定機構(全学レベル) (2) 評議会, 部局長懇談会, 各種委員会の機能と構成 (3) 学長, 学生部長, 附属図書館長等の選出方法(情報処理センター長, 保健管理センター所長等を含む) (4) 学部長, 教養部長, 各種委員会の委員の選出方法(附属のセンター長, 附属学校(園)長</p>

	等含む)
	(5) 部局の管理運営体制と意思決定
	(6) 教授会, 各種委員会の機能と構成
	(7) 事務機構組織と教育研究体制の連携
	(8) 予算編成と執行配分の方針
	(9) 歳入歳出の決算
	(10) 概算要求事項の選択, 決定方法
	(11) その他
11 施設設備	(1) キャンパスプラン等施設設備の将来計画
	(2) 生活環境整備計画
	(3) 教育施設の現状と計画
	(4) 福利厚生施設の現状と計画
	(5) 課外活動施設の現状と計画
	(6) 学内交通体制と駐車場の整備と計画
	(7) その他
12 自己点検・評価体制	(1) 自己点検・評価の項目と方法と体制
	(2) 教育研究活動の評価と公表の在り方
	(3) 評価のフィードバックのしくみと大学改善の 検討
	(4) その他
13 その他	(1) 教職員の健康管理

- 備考 ① 附属図書館ほか独自の機能を持つ学内共同教育研究施設はそれぞれの自己点検・評価項目を作成する。
- ② 大学院の自己点検・評価項目は原則的には学部のそれに準ずるが, それぞれの研究科の性格などを考慮して, さらに適切な項目を加えることが望ましい。
- ③ 自己点検・評価の項目に関する加除については, 各部局等の独自性や状況に応じて創意工夫しながらも全学的な統一を図ることが望ましい。
- ④ 例えば「1 教育理念・目標」等のような, 項目によっては毎年行う

ものばかりとは限らず、隔年毎あるいは5～10年のサイクルで行うものがある。

- ⑤ 点検にあたっては、当初は全体的な基礎データの集積もやむをえないが、総花的なものとなることを避けるために本学の理念・目標に照らされた大学改革計画と有機的に関連させながら、その年度年度にテーマを定めて行うことも必要である。

6. 自己点検・評価の実施体制とその機能

すでに挙げた自己点検・評価項目から伺えるように、それぞれは全学的なレベルのもの、部局レベルのもの、学科・講座等レベルのもの、個人レベルのもの等多岐にわたっている。実施体制はその実施内容に即してつくられるとすれば、まず全学の自己点検評価の委員会を設置し、その下に各部局、学内共同教育研究施設の自己点検評価委員会を置く必要がある。

全学の委員会は、学長及び評議会の指示を受けたのち、①全学の自己点検・評価項目により全学の自己点検・評価の計画を作成する。②計画の実施を各部局、学内共同教育研究施設などの委員会に委嘱する。③その結果を受け取り、集計、整理し、改善点があれば問題の所在を明らかにして、評議会に報告する。④その報告の結果を公表する。

各部局、学内共同教育研究施設などの委員会は、各部局の長及び教授会などの指示を受けたのち、①全学の委員会より委嘱された計画に基づき実施する。②その結果を全学の委員会に提出する。

以上のような体制と機能を図式化し、要綱化したものが資料に掲げる「富山大学における自己点検評価に関する要綱」（案）及び「自己点検評価の実施に関する機構図」（案）である。今後の実施段階にあって活用されるよう提言する。

なお、その計画・実施・公表の過程にあって申し上げたいことがある。全学の委員会と各部局、学内共同教育研究施設などの委員会は協調と理解の精神のもとに互いに協力しあって目的の達成に努めなければならない。前者は全学の名のもとに後者を抑圧せず、むしろ後者の自律性を尊び、その独自性の発揮に協力すべきである。一方後者はいたずらに学部、施設の独自性を楯

に籠ってはならず、頭を挙げて常に大学全体の発展に思いをいたさねばならない。われわれはそれぞれの部局に所属する一員であり、かつ全学の一員である。もしわれわれがその両者の背馳に悩み苦しめられるとすれば、その大学は不幸な状態にあるというべきであろう。やがて実施された際には、この自己点検・評価制度の導入により部局間の壁をのりこえた全学の合意形成の場が提供され、制度そのものが大学改革のための英知を生み出す母胎となることをわれわれは念じてやまない次第である。

おわりに

再三申し上げるように、自己点検・評価制度が実施されることとなれば、本学にあって初めての試みとなる。されば当面は無理をせず、欲張らず、定着させることをもってよしとすべきである。えてして報告書なるものは大部をもって貴としとなし、いたずらに頁数を誇り、その結果は事務量の増大と財政負担のみを招くようなことに陥りがちであるが、それは避けたいものである。

以上が本学学長の諮問事項に沿ってわれわれ委員会が審議し、検討してきた内容である。今後実施に向けての準備段階においてこの答申をたたき台にし、よりよい実施要綱を作成していただければわれわれの幸いとすところである。

《 資 料 》

(資料 1)

富山大学における自己点検評価に関する要綱 (案)

1 目的

この要綱は、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検と評価を行い、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

2 点検評価の範囲

点検と評価は、全学的に関する事項及び各部局等に関する事項について行う。

3 全学の点検評価

(1) 本学に、全学的な事項に関しての点検と評価を行うほか、次に掲げる事項について審議するため、富山大学自己点検評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

- ① 本学における自己点検・評価の方法及び体制等の実施計画の基本方針に関すること。
- ② 本学における自己評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- ③ その他本学における自己点検・評価に関し必要なこと。

(2) 全学委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- ① 学長
- ② 各学部長及び教養部長
- ③ 各学部及び教養部から選出された評議員 各1名
- ④ 各学部及び教養部から選出された教官 各1名
- ⑤ 附属図書館長
- ⑥ 学生部長
- ⑦ 学内共同教育研究施設の長
- ⑧ 事務局長

(3) 全学委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(4) 全学委員会に、専門的な事項を所掌するため専門委員会を置くことができる。

4 部局等の点検評価

(1) 本学における点検と評価を行う部局は、学部(大学院研究科及び専攻科を含む。)

教養部，附属図書館，保健管理センター及び学内共同教育研究施設（以下「部局等」という。）とする。

- (2) 部局等における点検と評価を行うため，各部局等毎に点検評価委員会（以下「部局等委員会」という。）を置く。
- (3) 部局等の点検と評価及び部局等委員会に関する必要な事項は，各部局等が別に定める。

5 点検評価の事項

- (1) 全学委員会及び各部局等委員会は，次に掲げる事項の点検と評価を行う。
 - ① 本学（部局等）の教育理念・目標等に関すること。
 - ② 学生の受入れに関すること。
 - ③ 学生生活への配慮に関すること。
 - ④ 教育活動に関すること。
 - ⑤ 研究活動等に関すること。
 - ⑥ 教員組織に関すること。
 - ⑦ 職員組織に関すること。
 - ⑧ 国際交流に関すること。
 - ⑨ 社会との連携に関すること。
 - ⑩ 管理運営・財政に関すること。
 - ⑪ 施設設備に関すること。
 - ⑫ 自己点検・評価体制に関すること。
 - ⑬ その他全学委員会又は各部局等委員会が必要と認める事項に関すること。
- (2) 前記(1)に定める事項についての全学委員会が行う具体的点検項目及び各部局等委員会に委嘱する点検項目については，年度毎に，全学委員会が定める。

なお，各部局等委員会は，全学委員会から委嘱された点検項目のほか，各部局等固有の点検項目について年度毎に定める。

6 点検評価の公表と年次報告書の作成

- (1) 全学委員会は，年度毎に，全学委員会の点検と評価及び各部局等委員会に委嘱した点検と評価の結果を取りまとめた年次報告書を作成し，これを公表する。
- (2) 各部局等は，当該部局等の目的とする教育活動及び研究活動等についての点検と評価の結果を取りまとめた報告書等を作成し，これを報告する。

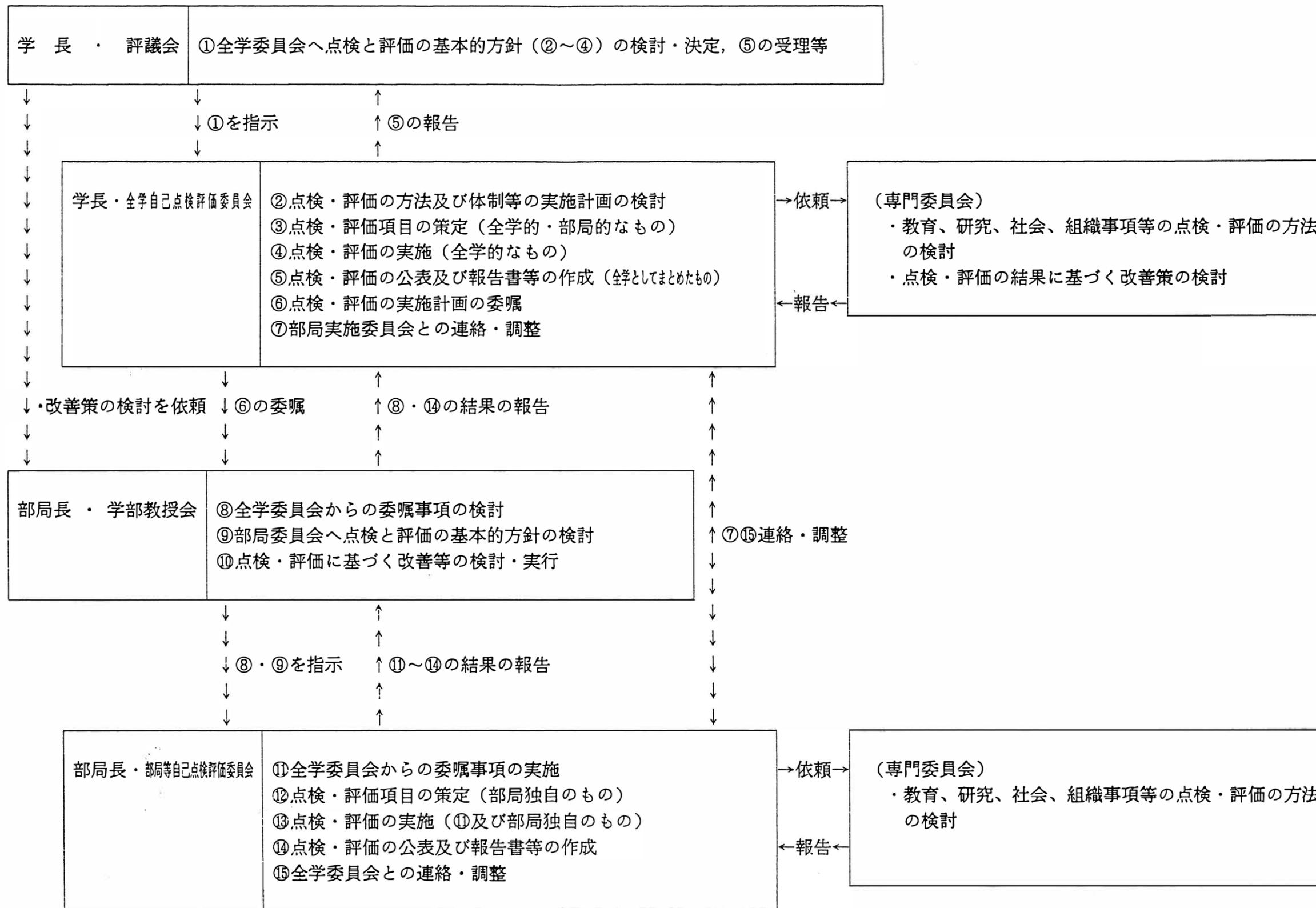
7 点検評価の結果への対応

学長及び各部局等の長は、全学委員会及び各部局等委員会の点検と評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自らその改善に努める。

8 庶務

全学委員会に関する事務は、庶務部庶務課が処理する。

自己点検評価の実施に関する機構図 (案)



《 付 録 》

諮 問

平成3年12月20日

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会委員長 殿

富山大学長 小 黒 千 足

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則第1条の規定に基づき、次の事項について、理由を付して諮問しますので、早急に御検討の上答申方よろしくお願いいたします。

- (1) 自己点検・評価の基本方針
- (2) 自己点検・評価の実施方法
- (3) 自己点検・評価の実施体制
- (4) その他自己点検・評価に関して必要な事項

(理由)

大学は、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し、併せて、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、不断の自己点検・評価を行い、教育研究等に関する改善が行われることが期待されている。

本学においても、教育研究活動等についての自己点検・評価を行い、教育研究の水準の維持向上を図ることは、重要な課題である。教育研究活動等の自己点検及び評価の実施にむけて、上記の事項について具体的に検討を行うことが必要である。

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会並びに同部会の会議実施状況

年 月 日	会 議 名	主 要 議 題
平成3年12月20日	第1回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会設置 ・ 委員長の選出 ・ 今後の検討の進め方について協議
平成4年1月21日	第2回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己点検・評価の基本方針について協議 ・ 委員会の在り方等について協議 (部会設置を了承)
平成4年1月28日	第1回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検項目の策定等について検討 (他大学における点検項目の状況、その他、大学の自己点検評価の文献等について意見交換)
平成4年2月4日	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検項目について検討 ・ 各学部等の点検等の現況と本学の沿革等に検討
平成4年2月18日	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検項目等について検討 ・ 自己点検・評価の必要性等について検討

平成4年3月10日	第4回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・点検項目等について検討 ・自己点検・評価の基本的認識等について検討
平成4年3月16日	第5回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・点検項目等について検討 ・自己点検・評価の実施に際しての留意事項等について検討
平成4年4月13日	第6回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告文案について検討 (中間報告文の最終案の検討、中間報告の取扱の検討)
平成4年4月28日	第3回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の自己点検・評価のあり方について(中間報告)(案)を協議 (中間報告は各部局教授会での検討を受けて5月末までに意見を集約)
平成4年6月9日	第7回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告の結果について検討 (各部局教授会の意向を受け、修正補足事項等を検討)
平成4年6月16日	第8回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申文案について検討 ・自己点検・評価の実施方法・組織等に

		について検討
平成4年7月7日	第4回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の自己点検・評価のあり方について（答申）（案）を検討 ・答申の取扱等について協議
平成4年7月7日	第9回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書の提出方法等について検討
平成4年7月9日	評議会議長へ答申	

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、評議会の諮問に応じ、本学における教育研究活動等の自己点検及び評価の在り方について具体的検討を進めるため、富山大学自己点検・評価に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針
- (2) 自己点検・評価の実施方法
- (3) 自己点検・評価の実施体制
- (4) その他自己点検・評価に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部及び教養部の教授 各2名
- (2) 学生部長
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務局長

2 前項第1号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くこと

ができる。

(部 会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て庶務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成3年11月22日から施行する。

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会委員名簿

本 委 員 会			部 会		
委員長	人文学部	三 寶 政 美	部会長	三 寶 政 美	
委 員	"	小 谷 仲 男	委 員	山 野 井 敦 徳	
"	教育学部	田 中 晋	"	菊 田 健 作	
"	"	山 野 井 敦 徳	"	広 岡 公 夫	
"	経済学部	丹 羽 昇	"	岩 城 敏 博	
"	"	菊 田 健 作	"	奥 貫 晴 弘	
"	理学部	広 岡 公 夫			
"	"	高 木 光 司 郎			
"	工学部	岩 城 敏 博			
"	"	宮 下 和 雄			
"	教養部	奥 貫 晴 弘			
"	"	塚 崎 幹 夫			
"	学生部長	増 田 信 彦			
"	附属図書館長	藤 田 宏			
"	事務局長	今 田 收			

